

若者の消費生活相談窓口

消費生活相談員が、消費者トラブルに関する相談に乗り、問題解決のための助言やあっせん、情報提供をしています。相談は無料で、秘密は守られます。

商品やサービスの契約、製品事故の相談等、どこに相談すればよいのか分からない場合に御利用ください。例えば、一人暮らしを始めたときに契約、購入した商品、インターネット利用に関する相談が多くなっています。

1 行政機関

消費生活相談窓口は、消費者の利益の擁護・増進と消費者の権利の尊重を目的として地方公共団体が法律に基づいて設置している消費者のための相談機関です。

(1) 消費者ホットライン（全国共通の電話番号）188（いやや）

相談料金	主な内容
無料	最寄りの消費生活相談窓口（お住いの市町村の消費生活センター等、千葉県消費者センター、独立行政法人国民生活センターのいずれか）に原則つながります。

消費者庁ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

(2) 千葉県消費者センター 消費生活相談専用電話 047-434-0999

所在地	相談方法	相談料金	受付日・時間
船橋市高瀬町66-18	電話 来所	無料	月～金曜日：午前9時～午後4時30分 土曜日：午前9時～午後4時 (祝日、年末年始を除く)

(3) 県内市町村の消費生活相談窓口

お住いの市町村の消費生活相談窓口に直接相談することもできます。千葉県消費者センターホームページ(<https://www.pref.chiba.lg.jp/customer/>)で相談日などを御確認ください。

(4) 独立行政法人国民生活センター お屋の消費生活相談

電話番号	相談方法	相談料金	受付日・時間
03-3446-0999 (http://www.kokusen.go.jp/)	電話	無料	月曜日～金曜日 午前11時～午後1時 (祝日、年末年始を除く)

2 行政機関以外の相談窓口

土曜日、日曜日に電話相談のみ受け付けている消費者団体の窓口があります。

相談機関名	電話番号	相談料金	受付日・時間
公益社団法人全国消費生活相談員協会 (http://www.zenso.or.jp/)	週末電話相談室 03-5614-0189	無料	土曜日・日曜日 午前10時～正午 午後1時～4時 (年末年始を除く)
公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(https://nacs.or.jp/)	ウィークエンド・ テレホン 03-6450-6631	無料	日曜日 午前11時～午後4時 (年末年始12月29日～1月4日 を除く)
一般財団法人日本消費者協会 (https://jca-home.jp/)	消費者相談室 03-5282-5319	無料	火曜日～金曜日 午前10時～ 正午 午後1時～4時(祝日、 年末年始、相談員の研修日を除く)

※ 千葉県消費者センターには、消費者被害防止のため、無料で県の消費生活相談員を派遣する消費者自立支援講座、各種パンフレット等があります。また、消費者庁、独立行政法人国民生活センターのホームページにも、消費者関連情報が掲載されています。